

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 12（2000）年に介護保険制度がスタートして以来、平成 29（2017）年度には 6 期 18 年が経過します。この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策等、様々な課題が顕在化してきています。

こうした中、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据えて、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの進化・深化を実現し、介護サービス事業所によるサービスの充実とともに、町民一人ひとりが健康づくり、支援体制づくりを自分自身の問題としてとらえ、地域住民の協働による福祉の推進、福祉を通じた地域づくりを進めることも重要な課題となっています。

本町では、こうした課題への対応として平成 27（2015）年 3 月に「第 6 期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、当計画を地域包括ケアの構築をめざした計画として位置づけ、保健・福祉サービスの推進や介護保険制度の円滑な実施・運営に取り組んできました。今回の計画策定においては、これらの取組等を基礎としつつも、社会情勢の変化に対応するとともに、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本町がめざすべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「第 7 期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、本計画という。）として策定することとします。

2 制度改正の概要

(1) 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年)」の概要

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

- ・データ分析に基づく介護保険事業計画の策定
- ・介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備（要介護状態の維持・改善や地域ケア会議の開催状況等の実績に基づく評価）
- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・居宅サービス事業者の指定等に関する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方を制度上明確化）

② 医療・介護の連携の推進等

- ・新たな介護保険施設を創設（介護療養型医療施設⇒介護医療院）
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する情報提供その他の支援を規定

③ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- ・市町村による地域住民と行政との協働による包括的支援体制づくり、地域福祉計画策定の努力義務化
- ・介護保険と障害福祉サービスに新たに共生型サービスを位置づけ

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

② 介護納付金への総報酬割の導入

3 計画の性格

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定します。

なお、平成 20（2008）年に老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、医療保険者が特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、40 歳以上の保健事業は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に移行しましたが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本計画は従来の老人保健計画の内容も一部含んでいます。

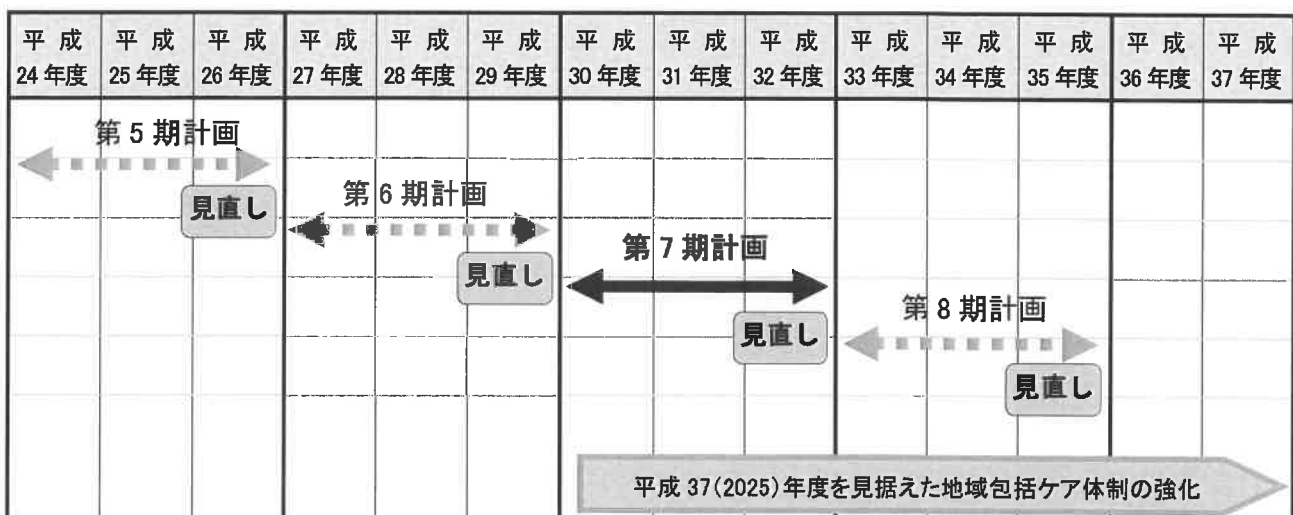
(2) 関連計画との整合

本計画は、上位計画である「北広島町長期総合計画」、関連計画である「北広島町健康増進計画」、「北広島町国民健康保険特定健康診査等実施計画」、「北広島町障害者福祉計画・障害福祉計画」などとの整合を図り策定します。

さらに、広島県の「ひろしま高齢者プラン」、「広島県地域ケア体制整備構想」、「広島県保健医療計画」との整合を図ります。

4 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3か年を計画期間とします。また、「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37（2025）年度を見据えた計画とします。



5 計画の策定方法

(1) 策定体制

計画内容については、保健医療関係者、福祉・介護保険事業関係者、介護保険被保険者等で構成される「北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行います。

(2) 高齢者の保健・福祉に関するアンケート調査の実施

本計画策定にあたり、高齢者の日常生活や健康状態、高齢者福祉施策に関する要望、在宅での介護の状況等を把握することにより、本町の実態に即した計画策定の基礎資料とするため、「高齢者福祉に関するアンケート調査」及び「在宅介護実態調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。(調査方法の詳細や調査結果については、P21のアンケート調査結果をご覧ください)

(3) パブリックコメントの実施

町民の意見を幅広く聴取し計画の参考にするため、パブリックコメントを実施します。実施にあたっては、町ホームページ等で計画案を公表します。